

## 大会 声 明 2023

新公益法人制度施行後 15 年を経て、今回初めて本格的な制度改革が実施されようとしている。この機に臨み、公益法人協会およびその内部の委員会等を構成・代表する法人ならびに公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志は、公益法人自らはもとより他の非営利法人さらには国民はじめ社会一般に向けて以下の声明を公表する。

今回の公益法人制度改革に対しては、より柔軟・迅速な公益的活動の展開のため、「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続きの簡素化・合理化」をはかる一方、より国民からの信頼・協力を得ていくため、「わかりやすい財務情報の開示」、「法人運営の透明性の向上や法人の自律的なガバナンスの充実」、「行政による適正な事後チェック」等を推進するという制度改革の趣旨には、我々は基本的には賛同する。

しかしながら、今般の改正は認定法第 1 条の「公益の増進及び活力ある社会の実現」という目的には、残念ながら十分なものとはなっていない。そこで、以下にこの目的に合致するような改正を要望するとともに、さらに抜本的な施策を希求するものである。

2023 年 12 月 26 日

(公財)公益法人協会

民間法制・税制調査会：(公財)さわやか福祉財団

法制委員会：(公財)セゾン文化財団

コンプライアンス委員会：(公財)助成財団センター

会計委員会：(公財)かめのり財団

税制委員会：(公財)知床自然大学院大学設立財団

公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志

## 1 今回の公益法人制度改革に対して

### 1－1 現行収支相償原則の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、儲けてはいけない＝黒字はいけないという収支相償原則の最終的撤廃に向けて活動する。

### 1－2 現行遊休財産規制の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用に向けて活動する。

### 1－3 事業変更時等の認可・届出区分等行政手続きの簡素化について

今回の改正は、相当大幅なものであり、基本的には評価するものの、定款目的・事業範囲内変更等に関し、更なる改善を望むものである。

### 1－4 わかりやすい、かつ、作成しやすい財務情報の開示

我々は、今回の合理化を理解すると同時に、小規模法人対応はじめ、より一層の負担軽減に向けて活動する。

### 1－5 法人運営の透明性の向上・開示情報の充実

我々は、かねてより自主的な、法人運営の透明性の向上・法人自らはもとより行政庁が保有する開示情報の充実について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。

### 1－6 法人の自律的なガバナンスの充実

我々は、かねてより法人の自律的なガバナンスの充実の趣旨について賛同しており、小規模法人等の実態を踏まえた制度化に留意しつつ、その方向は基本的に賛成である。

## 1－7 制度改正の検証

我々は、今回の制度改正案は、前進と評価するも、更なる前進に向けて、行政庁においては、実態面及び制度運用面の検証を、法律文言上あるいは制度上も確保していただきたい。また、我々公益法人サイドは、自らも新制度運用実態を実地に検証し、必要に応じて更なる改善に向けて活動する。

## 2

### 今回の公益法人制度改革を超えて － 公益法人の成長・発展に向けて －

- (1) 我々公益法人は、社会的責任と自らの役割を改めて自覚し、今回の公益法人制度改革を超えて、多様で変化の激しい社会のニーズに対応し、新たな事業展開にチャレンジし、社会に新しい価値を創造する「変革の担い手」とならねばならない。
- (2) 公益法人がさらに進化するため、行政庁との対話に加えて、セクターの垣根を超えた他の社会的課題に取り組む主体との「連携」にも取り組む。
- (3) 「民による新しい公益」を原点に、更なる改革に取り組むべく、我々は、財政基盤の充実を図り国民や社会等への積極的働きかけ、組織の効率化を図るため、新たな経営手法の導入（営利法人の手法の取捨選択導入を含む）、およびそれらを支える人材の育成を実施する。
- (4) 公益団体の数が圧倒的に多い英米の実態とそれを育む制度に鑑み、民間公益活動の自由がいかに重要かということを訴求する。そのためには、国民に向けたアピールと同時に、義務教育下にある若い世代へ教育を通じた非営利公益セクターの周知を図る。

以 上



公益財団法人公益法人協会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15

TEL:03-3945-1017